

## 会 議 録

1 会 議 名 令和2年度第1回木更津市環境審議会

2 開催日時 令和2年8月20日(木)午後2時00分から午後4時30分まで

3 開催場所 木更津市立中央公民館3階 多目的ホール

4 出席者名

委員:草刈慎祐、渡辺厚子、大日方信幸、手塚一郎、富沢道博、山口仁、

湯谷賢太郎、石渡肇、市川悟、高橋忠男、八塚 里加、山口和江、吉田昌弘、

渡辺絹代、熊谷一秀、小野悦子、渡邊浩司

事務局:渡辺芳邦(市長)、江尻益男(環境部長)、平野義視(環境部次長兼まち美化推進課長)、宗政靖(環境管理課課長)、高橋雅子(環境保全係長)、柴田航介(環境保全係)、鎌田清嵩(環境政策係長)、栗原慎一郎(環境政策係)

事業者:(株式会社千葉袖ヶ浦パワー)西村副社長、田村統括課長、大塚課長、山口課長、(東京久栄)熊野担当課長、岩本副課長、(日本気象協会)黒田技術統括、二宮技師、

5 議題等及び公開又は非公開の別

・「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」環境影響評価方法書に対する市長意見(案)について(公開)

・「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則」の一部改正(案)について(公開)

・その他

6 傍聴人 1名(定員10名)

## 7 発言の内容 以下のとおり

【司会】 本日はお忙しい中、また、大変暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、環境部環境管理課長の宗政でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして、関係行政機関から選出を頂いている委員の一部の方に交代がございましたので、新たな委員をご紹介します。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立いただきたいと思います。

千葉県君津地域振興事務所長 渡辺絹代様、千葉県君津健康福祉センター 副センター長 小野悦子様どうぞよろしくお願いいたします。続きまして本日の資料を確認させていただきます。本日の資料は、あらかじめお届けさせていただきましたが、本日お持ちになっていない部分ありましたら、挙手いただけましたら事務局の方でお手元にお届けいたします。本日追加でお渡しした資料ですけれども、緑色の方法書という冊子、概要版を事前にお届けさせていただきましたが、こちらは本編となります。ボリュームが大きいので本日お渡しさせていただきました。

また、差し替えて申し訳ないんですが、本日、先日お渡ししたもののの中で資料3-1、資料3-3、こちらについては、農薬の項目数に誤りがございましたので、差し替えということで、訂正分を、本日机に置いてありますので、そちらをご覧くださいればと思います。差替資料がお手元にない方は、挙手いただければお届けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開について説明させていただきます。

本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により公開となっております。また、会議録につきましても、市のホームページ及び市役所朝日庁舎の行政資料室において、公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おき下さいますようお願いいたします。なお本日の傍聴希望者は1名です。今後、傍聴者がいらっしゃいましたら、随時入室していただきますのでご承知おきをいただければと思います。

それでは只今から、令和2年度第1回木更津市環境審議会を開催いたします。本日、審議会は委員18名中16名のご出席をいただいておりますので、過半数に達

しておりますので、木更津市環境審議会規則第三条第2項の規定により会議は成立しております。

続きまして、会長挨拶となりますが、本日は、神田会長が所用のため欠席となっておりますので、審議会規則第二条第3項の規定により、副会長の草刈委員に代理を務めていただきます。草刈副会長、ご挨拶よろしくお願いいたします。

【副会長】 委員の皆様改めまして、こんにちは。副会長を仰せついております草刈でございます。神田会長に代わり、ご挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年は、新型コロナウイルス感染症に加え、熱中症の心配も同時に考えなければならず、世の中の地球温暖化への関心も、更に高まっているものと理解しております。このような中、木更津市が先陣を切って、環境問題へ取り組んでいけるよう、本審議会も協力していきたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の審議会では審議事項が2件ございます。委員の皆様には忌憚のないご意見を頂けますよう お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。続きまして、審議会開催にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】 皆様こんにちは。市長の渡辺でございます。本日は大変お忙しい中、また、コロナ禍の中にありましてまた大変暑い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より、本市の環境保全にお力添えを、賜っておりますことを深く感謝申し上げます。また、今年度より新たに委員をお引き受けいただきました渡辺様、また小野様、どうぞよろしくお願いいたします。さて、本日は、ただいま副会長の方からご案内ありましたように、審議事項が2件ございます。

1つ目は、平成27年度より計画されております、袖ヶ浦市の火力発電所建設計画の計画変更に伴って、千葉県知事より、意見を求められておりますことから、委員の皆さんのご意見を参考にさせていただくものでございます。

2つ目は、小櫃川水道水源保全条例において規制をしているゴルフ場の農薬の

基準設定について諮問をさせていただくものでございます。詳細につきましては後ほど事務局からご説明いたしますので、どうか慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

また、本市の環境データを取りまとめた「きさらづの環境」を、お手元にお配りをさせていただいておりますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

結びに当たりまして、委員の皆様におかれましては、今後とも、本市の環境行政の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、本日の議題でございます「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正」について、改正案の諮問につきまして、当審議会副会長に市長より諮問書をお渡しいたします。

【市長、諮問書を読み上げ、副会長へ諮問書を手交】

【司会】 ありがとうございます。それでは、誠に申し訳ございませんが、市長は公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。只今、諮問書の写しを皆様にお配りをさせていただいております。

それでは、審議会規則第三条第1項の規定によりまして、ここからは副会長に議事進行をお願いしたいと思います。草刈副会長よろしくお願いいたします。

【副会長】 それでは、会議を始めます。皆様のご協力をいただきまして、会議を円滑に進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、感染症予防の観点から、適宜、換気のため休憩を挟みながら会議を進めさせていただきますので、皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

では、はじめに、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第6条の規定により、会議録署名委員を2名選出したいと思います。いかがいたしましょうか。

【発言するものなし】

【副会長】 意見がないようですので、会長一任でよろしいでしょうか。

【委員】「異議なし」の声

【副会長】 ありがとうございます。「異議なし」との声がありましたので、私から指名させていただきます。本日の会議録署名人は、千葉県弁護士会の山口仁委員、木更津工業高等専門学校湯谷賢太郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。次第にございますとおり、「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する市長意見(案)について」を議題に供します。本件につきましては、審議会運営要領第2条により関係者の出席を求めることができることとなっておりますので、まず事業者から事業の概要と環境影響評価の方法書について説明を受け、委員からの質疑応答を行います。その後、事業者に退席していただき、事務局から方法書に対する市長意見案の説明を受け、委員の意見をお聞きする、という段取りで進めてまいります。

では、事務局は事業者を入室させてください。

【事業者入室】

【副会長】 まず事業者から自己紹介をお願いします。

【事業者自己紹介】

【副会長】 ありがとうございました。それでは引き続き、説明を求めます。よろしくお願いします。

【事業者】 ～(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画環境影響評価方法書について、住民説明会で使用した資料を基に、内容の説明～

【副会長】 ここまでの説明で、ご質問ご意見等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

【副会長】手塚委員

【手塚委員】 要約書44頁、本編263頁について、発電所アセス省令第23条第2項及び第3項に基づいて選定したとあるが、該当するものはどれか。また、この別表7とあるが、現行の規定では別表8ではないか。

【副会長】事業者より説明を求めます。

【事業者】 発電所アセス省令第23条第2項の簡略化された調査又は予測の手法については該当するものはない。別表の番号については最新版を確認後、回答する。

【手塚委員】 発電所アセス省令第23条第3項に該当するものはないか。

【事業者】 第3項に該当する詳細な調査又は予測の手法に該当するものはない。

【副会長】手塚委員よろしいですか。

【手塚委員】 はい。

【副会長】他に。吉田委員

【吉田委員】要約書の122項について、非定常時のCO<sub>2</sub>の把握はしないのか。ガスタービンの場合、N<sub>2</sub>Oは出ないのか。

【事業者】 CO<sub>2</sub>については一時的な排出量よりも年間の総量評価が重要と考えている。このため、評価は年間の発電量に基づく燃料消費量によって評価する。ガスタービンではN<sub>2</sub>Oは発生しないと認識している。NO<sub>x</sub>については全てNO<sub>2</sub>に変換して評価する。

【副会長】吉田委員よろしいですか。

【吉田委員】 はい。

【副会長】湯谷委員

【湯谷委員】要約書39頁の調査項目について、\*のついた「現地調査を実施済」について、これ以上の調査はしないということか。あるいは、一部実施済みで今後の調査もあるということなのか。

【事業者】 \*のついた項目については、現状と大きな変化はないと認識しており、再利用が可能と判断している。追加の調査については、方法書審議の意見を踏まえ、必要に応じて検討する。全く行わないというわけではない。

【湯谷委員】千葉県は、昨年非常に大きな台風を受けてまして、海洋はかなり環境が変わっております。また、木更津市及び袖ヶ浦市の宅地開発が急ピッチで進んでいる地域に隣接した場所に発電所の建設を予定している状況です。数年前のデータは当然ながら、今使おうと思えば、今と変わらないことを説明していただく必要があると思う。何を根拠に変わっていないというふうに考えてらっしゃるのかを、教えていただきたいなと思います。

【事業者】データは3年前のものとなる。県のアセス細目では「調査から5年経過している場合には環境が変わっていないことの確認をすること」とある。この細目は条例アセスを対象としたものだが、この細目を参考に確認の為の調査を行い、3年前のデータが再利用できるか最終的に判断していく。

【副会長】湯谷委員よろしいですか。

【湯谷委員】 はい。

【副会長】高橋委員

【高橋委員】本事業の目的には、安価な電力供給とある。記載のないLNG貯蔵設備の新設や運搬等を考慮すると安価な供給は将来的に可能になるのか。それとも運開直後から安価ということか。

【事業者】天然ガス供給は、近隣にある東京ガスのLNG基地の活用を計画している。この基地は既に他の発電所への供給や都市ガスの供給を行っており、貯蔵施設や運搬に関わる設備は揃っており、その設備の活用を計画している。価格については、LNG火力では発電原価の7割が燃料費となるため、最新の設備などにより発電効率を良くして、少しでも少ない燃料で同じ発電が出来るように出来ればより安価な電力となる。

【副会長】高橋委員よろしいですか。

【高橋委員】はい。

【副会長】渡辺(厚)委員

【渡辺(厚)委員】2点あるんですが、まず1点目、同程度の事業が展開されているのは全国でどの程度あるのかお聞かせください。

【事業者】比較的古い発電所かつコンバインサイクル方式ではないが、当事業地の隣に360万kWのJERA袖ヶ浦火力発電所が存在する。他に千葉県内では千葉火力、富津火力等が同程度の発電所となる。東京湾エリアでみると、神奈川県はJERAの発電所の他、弊社の出資会社である東京ガスが出資している発電所などが多数存在している。

【渡辺(厚)委員】2点目ですが、説明スライド24枚目の水質測定点のうち、COD、全窒素、全燐において環境基準に適合しない地点があるが、この結果についてはどう捉えたらいいのか。

【事業者】方法書64～69項において、各地点の位置、各項目の値、経年変化につ

いて記載している。経年変化を見ると、どの項目も概ね横ばいとなっている。水質への影響については、環境保全の措置を検討し、環境影響の低減に努める。

【副会長】渡辺(厚)委員よろしいですか。

【渡辺(厚)委員】 はい。

【副会長】山口(和)委員

【山口(和)委員】私は漁業者ですので、火力発電所というと、温排水にたくさん苦しめられてきています。近年の東京電力とか、温暖化もあって、水温もだいぶ上がってきてるんですね。もし、さらに1℃上がるってことは、もう海苔が取れなくなっちゃうかっていうところなんですけども。お願いは、水質の調査をするところが、木更津市寄りが、少ないような気がする。書いてあったとおり冬場は、北東の風も多い。それからすれば、木更津寄りの調査地点を増やしてもらえたらいいと思う。

【事業者】発電所アセスの手引に基づき、1℃上昇の簡易予測範囲で調査地点を設定し、既存の発電所や干潟及び海苔養殖等の場所も考慮している。また、本計画では石炭時の約6割の温排水排出量となっており、排出量が減る分、水温上昇範囲も少なくなる。調査地点は石炭時の調査地点と同様であるため十分な範囲であると認識している

【山口(和)委員】調査地点を増やす余地はないということか。

【事業者】排出量が減るということは、拡散範囲も狭くなるため、調査範囲も本来は狭くなるが、干潟や海苔の養殖場、他の発電所があることを考慮し、石炭時の範囲を引き継ぐことで、十分な調査範囲であると認識している。

【山口(和)委員】それでは木更津の漁業者は納得できない。

【副会長】今後、漁業者との話し合いの場はあるのか。

【事業者】準備書に記載する調査結果と予測結果を以って漁業者への説明を行う予定である。

【副会長】湯谷委員

【湯谷委員】放水口設置予定地の対象事業実施区域が変化したように見えるが、設計変更等があったのか。

【事業者】放水口の場所は変わらない。計画検討が進む中で実施区域を狭めることができ、その分、区域が変化している。

【湯谷委員】放水口の深さも変更はないということでもいいか。

【事業者】放水口は石炭計画時と同じ位置を計画している。対象事業実施区域が変わった理由としては、対象事業実施区域は工事で必要となる範囲も含めて示すことになっており、検討を進める中で工事が必要な範囲を狭めることができたため、区域が狭くなっている。

【副会長】湯谷委員よろしいですか。

【湯谷委員】はい。

【副会長】吉田委員

【吉田委員】千葉県は昨年、風速57メートルを超える台風の被害にあった。台風、地震への対策はどのように考えているか。

【事業者】台風については、強風にも耐えられる設備設計、大雨時でも排水が適切に行える設計にしていく。地震については建築基準法等の基準を順守し、ハード面で十分な対策をとっていく。合わせて、防災対策として社内教育と地域との連携に努

めていく。

【副会長】吉田委員よろしいですか。

【吉田委員】 はい。

【副会長】他にご質問ありますでしょうか。私から確認させてください。令和10年の運転開始、工事には5年かかるとあるが、着工はいつを予定しているのか。

【事業者】着工は2024年(令和6年)を予定している。

【副会長】京葉工業地帯には発電所が多く存在しており、地域としての電力需要は満たされていると思うが、本発電所の電気はどこに送電していくのか。また、その送電計画はどのようになっているのか。

【事業者】千葉県内には発電所が多く存在し、県内の電力需要以上の発電所があることは認識している。しかし、安価な電気を供給するという目的に立ち返ると、既存の発電効率の低い発電所、つまり電力価格が高い発電所は市場の原理によって今後停止していくことが考えられる。電気は需要量に対して同量の発電量としなければならない、同じ量の電気を発電する時に最新鋭の高効率な発電設備であれば、以前より少ないCO<sub>2</sub>の排出量で発電をしていくことができる。発電所の新設ということで、CO<sub>2</sub>の排出量が増えることを懸念されてのご意見を頂くことがあるが、関東一円、日本全体で考えるとCO<sub>2</sub>削減に貢献できると考える。送電方法については東京電力パワーグリッドの送電設備を使用する。送電ルートについては東京電力パワーグリッドとの秘密保持契約の関係上、回答は控えさせていただく。

【副会長】ありがとうございました。他によろしいでしょうか。意見もないようですので、ここで事業者に退席をお願いしたいと思います。また、ここで、感染症予防対策のため、15時45分まで休憩とさせていただきたいと思います。

～休憩～

【副会長】会議を再開させていただきたいと思います。では、これから審議に入ります。まず、事務局から市長意見案の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、お手元の資料2-2の市長意見案をご覧ください。

内容の説明に先立ちまして、お願いがございます。千葉県への意見提出の期限が9月11日とされておりますことから、再度審議会を開催してご意見をいただくことが難しいと考えております。従いまして、この案に先ほど事業者の説明の際に委員より頂いたご意見、また、これからいただくご意見を反映させ、その表現等に関しましては、会長とご相談させていただき、県へ提出する「市長意見」といたしたいので、ご了承いただきたく存じます。

それでは、市長意見案について説明させていただきます。

まず、意見案作成に当たっての基本的な考え方を説明いたします。今回提出された環境影響評価方法書では、環境に与える影響要因の選定と調査、予測及び評価の手法が示されております。意見の作成にあたり、方法書に記載された項目に不足はないか、調査・予測の範囲が十分であるか、評価の方法が適正であるか等を検討し、市長意見案として取りまとめております。

それでは、意見案を読み上げさせていただきます。

まず、1、全般についてですが、1点目、対象事業実施区域の前面海域には、東京湾に残った貴重な自然干潟である盤洲干潟が広がり、貴重な動植物の住処や良好な漁場である地域特性を考慮し、漁業関係者や地域住民からの意見や要望に配慮すること。2点目、対象事業実施区域周辺の地域は、同種の事業場が既に集中し立地していることを考慮し、総合的な環境への影響について予測・評価し、その影響について可能な限り回避・低減するよう努めること。3点目、予測・評価にあたっては、予測範囲内の海底の地形、海流の状況や特徴的な自然環境などの局所的な条件を加味し、最適なモデルを採用するとともに、その根拠を明記すること。以上の3点といたしました。この3点につきましては、事業区域周辺の地域特性を十分に考慮し、環境への影響を予測・評価し、負荷を回避・低減させるための考え方を、全般にわたる事項として適用させようとするものです。

次に、2、大気関係につきましては、1点目、対象事業実施区域周辺は、一部の大气汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年、光化学スモッグ注意報が発令される状況にあることから、既存の発生源との複合的な影響、短期的高濃度

時の予測、評価を行うこと。2点目、施設稼働時の排ガスに含まれる窒素酸化物について、ガスタービン起動時等の非定常時は、着地濃度が高くなるおそれも考えられることから、予測対象時期に非定常時を追加すること。3点目、煙突高さについて、200メートルからの変更であることから、低くすることについての影響を予測・評価すること。以上の3点といたしました。1点目は、当市において毎年度、光化学オキシダント濃度が環境基準を超過しており、光化学スモッグ注意報が発令されていることから、これらの事項を考慮した予測・評価を実施することを意見としました。2点目は、窒素酸化物の施設稼働時の排ガスについて、発電所の運転が定常状態の時期を予測対象としていることから、ガスタービン起動時の非定常時の予測も追加することを意見としました。3点目は、煙突の高さについて、80メートルの1つの案で予測・評価しているが、配慮書では180メートル、200メートルの2案で比較している。これと同様に、80メートルと低くすることによる影響について予測・評価することを意見としました。

次に、3、騒音・振動関係につきましては、当該事業の実施に伴い、木更津市内の道路についても建設中及び稼働後の大型車の交通量、自動車騒音、道路振動の増加が考えられることから、木更津市内の調査地点を追加することといたしました。これは、工事中や稼働後の大型車の増加は、袖ヶ浦市内に限ったことではなく、当然木更津市内の主要道路でも同様の交通量の増加があると考えられるため、意見としました。

次に、4、水質関係につきましては、1点目、対象事業実施区域の周辺海域への温排水による影響が懸念されることから、可能な限りその影響が小さくなる方法を採用した上で、既存施設からの温排水の影響を考慮し、総合的な予測・評価を実施すること。2点目、対象事業実施区域から盤洲干潟にかけては、海苔、貝類等の漁場となっており、事業実施に伴う漁場への影響が懸念されることから、「建設時の水の濁り」、「水温」、「流況」の調査地点及び予測範囲を漁場及び盤洲干潟沖まで拡大すること。以上の2点といたしました。1点目は、温排水が現在、どの程度の範囲まで広がっているのかを調査し、そのうえで本計画による温排水が排出されることで、温排水の範囲がどの程度まで広がるかを予測・評価することを意見としました。2点目は、「建設時の水の濁り」、「水温」、「流況」の調査、予測及び評価の手法について、各々の調査範囲のほとんどが事業実施想定区域周辺に設定されており、漁場や干潟周辺の調査地点が少なく、不十分であることから、このような意見としま

した。

次に、5、地球温暖化対策につきましては、施設の稼働時の温室効果ガス量について、使用端での排出係数を予測することといたしました。これは、温室効果ガス等の予測については、「施設稼働に伴う二酸化炭素の年間排出量及び発電電力量当たりの排出量を燃料使用量、発電電力等から予測する」となっているが、事業の目的である環境負荷の小さい電気とあることから、消費者がどれぐらいの排出係数で使うことができるのかを予測することとしました。

最後に、6、海生動植物関係についてですが、対象事業実施区域の周辺海域ですでに立地、稼働している事業場からの温排水の影響を現在も受けており、当該計画の実施に伴い、さらに海水温が上昇することによる漁業や干潟の生物生息状況への影響が懸念されていることから、「海生動植物」の調査地点及び予測範囲を漁場及び盤洲干潟沖まで拡大することといたしました。これは、事業実施想定区域ですでに他の事業場からの温排水の影響を受けている区域であり、そこに更に温排水が排出されることにより、現状に上乗せされる形で影響を受けることになります。また、海苔などは海水温が1℃上昇するだけでも、その影響を大きく受けると言われておりますことから、排水温が3℃以下であっても、漁場、干潟については動植物などへの影響を予測・評価する必要があると考えます。このことから、「海生動植物」の調査地点及び予測範囲を漁場及び盤洲干潟沖まで拡大することとしました。

以上の6項目が方法書に対する木更津市意見案の説明でございます。

【副会長】ただいま説明のあった市長意見案について、質問、意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。吉田委員。

【吉田委員】4番目の水質関係で、盤洲干潟周辺の測定地点の話があったが、方法書では、測定回数が年に4回となっている。海苔は、冬場の影響を大きく受けることを考慮すると、頻度と時期を付記しほうがよろしいのでは。具体的には、意見案で、漁場及び、盤洲干潟まで拡大すること、となっているが、頻度及び時期も考慮した上で漁場及び、盤洲干潟まで拡大することとしてはいかがか。市長が言われたとおり海苔の漁業者とか盤洲干潟の自然への影響を考慮したうえ付記するということです。

もう1点は、5番目の地球温暖化対策です。使用端での排出係数っていうのは、ちょっと解りづらい、意味はキロワットアワー当たりの排出量のことだと思うので、単

位を示したほうがいいと思います。

【副会長】事務局より答弁を求めます。

【事務局】4番目の干潟について、頻度及び時期について、記載を追加する。5番目の地球温暖化については、使用端という言葉により分かりやすく記載いたします。

【副会長】よろしいでしょうか。

【吉田委員】はい。

【副会長】湯谷委員。

【湯谷委員】昨年度、非常に大きな台風があり、特に生物とか生態系に関して、台風以降の調査結果を必ず含んでくださいというのは、お願いした方がいいかと思います。条例の5年というのがありますけれど、仮に事後調査が必要になった時に、影響がわからなくなってしまうと思います。数十年か100年に1度クラスの台風が来てるわけなので、そのあとの調査は、非常に大事だと思いますので、その点を意見に記載したほうがよろしいかと思います。

【副会長】事務局より答弁を求めます。

【事務局】台風の影響を考慮し、台風後の現況調査をする旨、意見案に取り入れます。

【副会長】よろしいでしょうか。

【湯谷委員】はい。

【副会長】手塚委員

【手塚委員】 湯谷委員の発言と関連するんですが、事業者への質問にもありましたように現地調査に関して、実施済みの項目がかなり多く、法令上はそれをデータとして使うことに問題がないからそのようなことになってるんだと思うんですけども。環境影響評価手続きの趣旨に鑑みた時に、その実施済みの項目がすべて、そのまま使うことが妥当かどうかという点に関しては慎重に見極めた上でそれを、使うなら使ってもらいたい。必要であれば、最新のデータにするために、新たに調査をするこの可能性というのも訴求していただきたい。これは市長意見の書き方だと、おそらく全般の項目に入るんだろうと思います。何らかの形で入れていただけたらと思います。

【副会長】事務局より答弁を求めます。

【事務局】全般部分に、主旨を取り入れさせていただきます。

【副会長】他にありますでしょうか。意見も出尽くされたようだと思います。この市長意見につきましては、当審議会の意見も取り入れていただき、千葉県へ回答するものとなっておりますが、期限にあまり時間が無いようでございますので、回答する体裁については、事務局と会長等で整えさせていただくことで、委員の皆様にはご理解いただくことでよろしいでしょうか。

【委員】「異議なし」の声あり

【副会長】異議なしの声がありましたので、そのようにさせていただきます。また事務局へお願いがあります。皆様から意見集約されて変更になった市長意見案を、何らかの形で、委員の皆様にご報告をお願いいたします。

それでは、次に、会議冒頭に市長より諮問を受けました「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

【事務局】木更津市環境管理課環境保全係の高橋でございます。

私からは、冒頭に市長から諮問をさせていただき、ご審議をお願いする議題2の「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則」の一部改正(案)についてご説明いたします。なお、急遽資料の差し替えがあり申し訳ございません。また、重ねて恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

本条例では、小櫃川が周辺各市の水道水源であること、また、その上流にある最終処分場の排水から有害物質が検出されたことに鑑み、小櫃川の水を守る会を中心とした皆さんの活動が支えとなり、平成6年12月22日に制定、翌平成7年4月1日から施行したものでございます。

まず、概要をご説明し、その後関係資料についてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。本条例は、水道水源を保護するために必要な地域を指定し、当該地域における排水に係る基準を定めるとともに、その水質の汚濁の防止のための規制その他必要な措置を講ずることにより、水道水源の水質の保全を図り、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としており、ゴルフ場及び廃棄物の最終処分場を対象事業所として規定しております。

また、その対象事業所からの排水基準を定めることとし、基準値を同条例及び規則で定めているものでございます。今回の改正は、規則のうちゴルフ場で規制する排水基準の根拠としている環境省からの指導指針が、新たに、令和2年3月27日付けで指導指針、指導指針運用についての留意事項等の通知として示されたことから、その通知に基づき、木更津市の排水基準のうち、別表1に定めてある農薬の種類及び許容限度の記載について見直すものです。本改正に伴い、農薬の種類は、42項目から334項目に変更になり、今後は、農薬の追加や変更に伴う許容限度の設定が速やかに規則に反映されることとなります。なお、本資料のうち、通知文書の名称に誤りがございましたので、訂正をお願いできればと思います。指導指針のうち、「水質」となっております部分が「水域」指導指針の運用にあたっての留意事項のうち、同じく「水質」が「水域」でございます。大変失礼いたしました。

続きまして、資料3-2をご覧ください。上段に、木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例のうち今回の規則改正に係る第8条排水基準を記載してございます。まず、第1項で「水道水源保護地域における排出水の汚染状態についての排水基準は、次の各号に掲げる対象事業場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。」としており、1号でゴルフ場について農薬の種類ごとに

規則で定める許容限度を超えないこととしております。

次に第2項で「市長は、前項の規定により排水基準を定める場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」、第3項で「前項の規定は、排水基準を変更しようとする場合において準用する。」と規定しております。排水基準の設定、変更の際には、審議会の意見を聴くことを定めたものでございます。続きまして、中段以降今回改正いたします規則の一部改正(案)新旧対照表のご説明をさせていただきます。この表は、現在の規則を改正前とし右側旧の欄に、改正後(案)を左側新の欄に記載し、比較してございます。表のうち、第3条の2をご覧ください。

旧規則では、条例8条の第1項第1号のゴルフ場からの排水規制の指導指針を引用する際に、農薬の種類及び許容限を別表1に定めておりましたが、新規則では、許容限度を令和2年3月27日付けで環境省より新たに通知された指導指針で定める水濁指針値とすることで、規制する農薬の種類及び許容限度を規定しようとするものです。技術の進歩等から、新たな農薬の開発が、日々進められ、登録されております。今回の規則改正により、規則で参照する「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」は、農薬取締法における水濁指針に係る農薬登録基準において定める基準値(農薬登録基準)を水濁基準値として引用しているため、本市の農薬の種類及び許容限度は、農薬登録基準の変更に準ずることとなり、ゴルフ場の指導等、速やかに対応できることとなります。

資料3-3をご覧ください。今回の改正で変更となる農薬及び許容限度額の比較でございます。旧規則で規定されておりました農薬は、主にゴルフ場で使用されている農薬について規定しており、1から42番の42項目でございました。新規則では、環境省から通知のあった指導指針に基づく農薬登録基準において定める基準値を水濁指針といたしますので、見え消しで表現した廃止された農薬4項目を減じ、更に43から338番の296項目が追加することとなり、8月1日現在で計334項目になります。

続きまして、資料3-4及び3-5が、今回の規則改正の根拠としております環境省からの通知でございます。最後に今後の予定についてでございますが、本日諮問をさせていただきました内容について、ご承認いただく答申を頂けた場合は、市民の方々の意見の公募であるパブリックコメントを実施する予定でございます。9月25日から10月24日までの期間、クリーンセンター内環境管理課、朝日庁舎、図書館、

市内15公民館、金田交流センター、合計19か所で資料を設置し、パブリックコメントを実施いたします。その後、市民の方からいただきました意見を精査し、必要に応じ改正案の再検討をいたします。その際、改正案に変更が生じた場合は、再度審議会の委員の皆様にお諮りいたします。なお、言い回しの変更等で改正の趣旨・内容等に影響がない場合については、事務局に一任頂ければと思いますので、この点は、本日合わせてご審議いただければと思います。改正案が整いましたら、今年12月頃に規則改正の公布をし、一定の周知期間を設け、来年度令和3年4月1日施行の予定でございます。私からは、以上でございます。

【副会長】只今の説明に、ご質問、ご意見等はございますか。熊谷委員

【熊谷委員】確認です。改正案そのものではないが、資料3-3で334項目という説明があったが、資料3-4にも同様の別表がある。この資料3-4の別表の物質は、資料3-3の334項目に入っていないように思われるんですがいかがでしょうか。

【事務局】資料3-3の334項目に含まれております。

【副会長】熊谷委員よろしいでしょうか。

【熊谷委員】はい。

【副会長】湯谷委員

【湯谷委員】改正の中身については、異論はありませんが、指針のタイトルに「及び水域の生活環境動植物」と書いてあります。本条例が水道水源に限っておりますが、これも時代の流れかと思しますので、早いうちに木更津市も人だけじゃないという形で、条例を改正していかれるのがいいんじゃないかなと思います。これは意見です。

【副会長】意見ということです。他に何かありますでしょうか。

ご質疑意見等を出尽くしたようでございますので、委員にお伺いします。

議題の「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行

規則の一部改正(案)について」、原案のとおり了承することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【委員】挙手全員

【副会長】挙手全員であります。よって、「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について」は、原案のとおり了承することといたします。なお、本件における市長への答申につきましては、本日の委員の皆様の見解を踏まえた内容で、答申書を作成することとし、日程を調整し、会長より市長に対し答申書の提出をさせていただきますので、委員の皆様はご承知いただきますようお願いいたします。本日の議題は以上ですが、次第を見ますと「その他」とありますが、事務局から何かありますか。

【事務局】市長の挨拶でもありましたが「きさらづの環境」をお配りました。お持ち帰りし、ご覧いただきたいと思います。また、近日中にカラーでホームページにて公開いたします。

【副会長】では、これで本日予定されていた議題等はすべて終了したことになりますが、今日の会議全体を通して委員からなにかございますか。  
手塚委員。

【手塚委員】「きさらづの環境」についてなんですけれども、以前の審議会の中でも発言したが、これを基にして、一般市民の方や子供たちに、木更津の環境というものをわかりやすく伝えるということについて、ぜひご検討いただければと思います。ベースになる資料としては、重要なものだと考えますけれども、これをすべての市民の方に、隅から隅まで読んでいただくというのはなかなか難しいと思いますので、広報の工夫という観点からぜひお願いをしたいと思います。

【事務局】ご意見ありがとうございました。きさらづの環境については、ただ今、出前講座で、「きさらづの環境」というものを用意しており、市内の測定結果等を説明することとなっております。そちらのご活用をお願いします。

【副会長】手塚委員よろしいでしょうか。

【手塚委員】はい。

【副会長】他に何かご意見ありますでしょうか。ではご質問やご意見も出尽くしたよう  
でございますので、これで、令和2年度第1回木更津市環境審議会を終了いたしま  
す。委員の皆様、長時間に渡りお疲れ様でございました。また、円滑な進行にご協  
力をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちましてこの後の進行を事務  
局へお渡しいたします。

【司会】草刈副会長。長時間ありがとうございました。また委員の皆様長時間ありが  
とうございました。以上をもちまして令和2年度第1回木更津市環境審議会を閉会い  
たします。

会議録署名人 湯谷 賢太郎

会議録署名人 山口 仁